

平成 24 年 4 月 24 日

会員各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

遺伝子組換え食品に係る厚生労働省からの事務連絡について

拝啓

貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省から当協会あてに、別添のとおり、遺伝子組換え食品及び同食品添加物に係る「いわゆる健康食品の原材料、製造方法等の確認について」（事務連絡）を協会会員の皆様に周知するよう依頼がありました。

遺伝子組換え食品はその安全性審査が、食品衛生法の規格基準（厚生省告示）の改正により、平成 13 年 4 月 1 日から法的に義務化され、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品及び食品添加物を使用した食品は、輸入、販売等が法的に禁止されています。

協会会員各位におかれましては、本事務連絡の趣旨を充分御理解のうえ、自社製品の原材料製造方法等を再チェックするなど食品衛生法遵守についての取り組みをより一層強化されるようお願い申し上げます。

敬具

別添

いわゆる健康食品の原材料、製造方法等の確認について（厚生労働省新開発食品保健対策室：
平成 24 年 4 月 24 日付け事務連絡）

問合せ先

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 健康食品部

TEL 03-3268-3131 FAX 03-3268-3135

e-mail : kenshoku@jhnfa.org

事 務 連 絡

平成24年 4月24日

公益財団法人日本健康・栄養食品協会 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
新開発食品保健対策室

いわゆる健康食品の原材料、製造方法等の確認について

平素より、食品安全行政に御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

昨年末から本年4月にかけて、安全性審査の手続きを経ずに遺伝子組換え技術を用いて製造された食品添加物（アミノ酸等）が輸入されていることが報告されました。

いわゆる健康食品は、アミノ酸等様々な原料から製造されているものもあり、前述の事例を踏まえ、定期的に原材料、製造方法等について、遺伝子組換え技術の有無を含む食品衛生法への適合性の確認を行い、一層の安全性確保に努めて頂くよう、貴協会会員に対し御周知の程よろしくお願いいたします。

【照会先】

新開発食品保健対策室

担当：岡崎（内線 2458）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2327